

どうする！

## 「建設業・運輸業の2024年問題」の労基署対応

主催 (一社) 大田労働基準協会 (一社) 三田労働基準協会  
(一社) 品川労働基準協会 渋谷労働基準協会  
(一社) 新宿労働基準協会 (一社) 池袋労働基準協会

「働き方改革」により労基法が改正され、2019年に、罰則付き時間外労働の上限規制が施行されました。直ちに適用するのは困難と判断された運送業・建設業・医師等には5年の猶予が与えられましたが、2024年は、5年経過により猶予が切れれます。ただ、未だ十分に法適用の準備ができていないところもあることから、適用に対しどう対応していくかということが2024年問題として注目されています。今回は、運送業と建設業に的を絞ってお話ししたいと思います。

- 1、日時 2024年2月14日(水曜日)13時30分～16時30分(受付13時15分～)
- 2、講師 森井 博子 氏(元労働基準監督署長 特定社会保険労務士)
- 3、内容
  - ・時間外労働上限規制の適用の猶予と猶予後の取扱い
  - ・共通 新しい36協定理解できているか
  - ・共通 2024年4月に間に合わない場合どうなるか(対労基署)
  - ・共通 労働時間の適正把握をしているか
  - ・共通 発注者(荷主)対策
  - ・運輸 改正改善基準のポイント
  - ・建設 「災害その他避けることのできない事由」とは
- 4、定員 80名(先着順)
- 5、会場 大田区民ホールアブリコ 小ホール (裏面案内図参照)
- 6、受講料 会員5,500円(消費税込) それ以外の方7,700円(消費税込)
- 7、申込
  - ①裏面申込書に必要事項を記入し大田労働基準協会あてにFAXして下さい(FAX 03-3738-0128)
  - ②受講可能な場合は、受講票を申込担当者あてFAX返信します(申込書に必ずFAX番号をご記入して下さい)。
  - ③受講者は講習会当日受講票をご提示下さい。



お申し込み後の取り消しは 2月5日(月)までをお願いいたします。  
それ以降の取り消しについては、受講料を頂きますのでご了承ください

### 振込用紙に講習会を必ずご記入下さい

- ・金融名 ゆうちょ銀行 ・口座番号 00120-5-456953
- ・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会
- ※ネットバンキング等からの振込は下記をご指定ください
- ・金融名 ゆうちょ銀行 ・店名 0一九(ゼロイチキュー) ・貯金種目 当座
- ・口座番号 0456953 ・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

- 8、問合先 (一社) 大田労働基準協会 電話 03-3738-0118

労務管理講座

「どうする！「建設業・運輸業の2024年問題」の労基署対応」

FAX 申込書・受講票

□ 実施日：2024年2月14日（水曜日）13：30～16：30 受付開始時13時15分～

□ 場 所：大田区民ホールアプリコ 小ホール

一般社団法人大田労働基準協会 FAX 03-3738-0128

『事業場事項欄』

会員の別	大田・三田・品川・渋谷・新宿・池袋 ・それ以外 ○を付して下さい		
事業場名			
所在地	〒		
業 種	(講師の事前準備の為ご記入下さい)		
申込担当者 役職・氏名			
T E L		F A X	(受講票返信のため必ず記入)

『受講者事項欄』 (3名以上の場合、この用紙をコピーしてご使用ください。)

ふりがな		受講 番号	*
受講者氏名			

ふりがな		受講 番号	*
受講者氏名			

大田区民ホールアプリコ小ホール  
(大田区蒲田5-37-3)

大田区民ホール・アプリコ地下1階

【交通】

- ・JR京浜東北線、東急多摩川線  
東急池上線「蒲田駅」東口徒歩3分
- ・京浜急行線「京急蒲田駅」西口徒歩7分  
※公共の交通機関をご利用ください。

問い合わせ

〒144-0052 大田区蒲田5-40-1  
一般社団法人 大田労働基準協会  
電話 03-3738-0118

